一般庶務報告資料
Ｎｏ．４
福　　祉　　部

平成２３年１２月１日

葛飾区障害者施策推進計画（素案）及び第3期葛飾区障害福祉計画（素案）について

障害福祉課
障害者施設課
保健予防課

１　計画の位置づけ等

（１）障害者施策推進計画は、障害者基本法第 11 条第３項に定める「市町村障害者計画」に位置づけられ、障害者のための施策に関する基本的な計画であり、障害者に関する施策全般にわたり定める。

（２）障害福祉計画は、障害者自立支援法第 88 条に定める「市町村障害福祉計画」に位置づけられ、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画で各種サービスの必要量を見込んで策定する。

２　計画の期間等

（１）障害者施策推進計画：平成 24 年度～29 年度までの６年間

（２）第３期障害福祉計画：平成 24 年度～26 年度までの３年間

（３）計画の見直し：障害者施策推進計画は６年間のため、第３期障害福祉計画の計画期間に合わせて３年後に見直す。

３　計画（素案）

別添資料のとおり

４　今後のスケジュール（予定）

平成２３年１２月１４日	パブリックコメントの実施
～	＊閲覧場所等は裏面に掲載
平成２４年　１　月１３日	
１　月３０日	障害者施策推進計画策定委員会の開催
２　月	保健福祉委員会へ報告
３　月	計画の策定

＊　パブリックコメントの閲覧場所

（１）閲覧場所

区政情報コーナー、区民事務所、区民サービスコーナー、図書館、地区図書館、ウェルピアかつしか、保健所、保健センター、シニア活動支援センター、地域包括支援センター、男女平等推進センター、福祉管理課、高齢者支援課、障害福祉課、介護保険課

（２）その他

区ホームページに掲載